

豊能町木代地区
大阪府緑地環境保全地域

保全計画書

豊能町木代地区緑地環境保全地域における保全計画

1 緑地環境の保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は豊能町の東端であり、茨木市との境に位置する稜線から北西に広がる斜面である。稜線を挟んだ東側の茨木市域は、大阪府立自然公園条例に基づく府立北摂自然公園（多留見地区）に指定されており、その豊かな自然は自然歩道の利用を通じて多くの府民に親しまれている。

本地域の植生は、スギ、ヒノキの人工林と、コナラ、アカマツなどからなる二次林から構成されており、隣接する府立自然公園と一体となり良好な緑地環境を形成している。

しかし本地域周辺では、大規模に残土処分行為が行われており、雑木林と棚田からなる里地里山の自然環境は急激に失われつつある。

こうしたことから、本地域を開発行為から守り、隣接する府立北摂自然公園と一体的に保全することは、本来の里山の郷土景観を維持するとともに、付近住民の生活環境を守るためにも重要となっている。

(2) 法令による地域指定の状況

森林法第5条の規定による地域森林計画対象民有林、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条の規定による近郊緑地保全区域に指定されている。

(3) 保全に関する方針

本地域の保護・保全を地域住民と一体となって推進するとともに、府民に対して自然環境の保全の意識を啓発するため、標識の設置など必要な方策を講じる。

また、北摂地域で被害が広がりつつあるナラ枯れや、マツ枯れの被害に対し対策を講じる。

2 保全のための規制に関する事項

条例第16条第4項に規定する第18条第1項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
大阪府豊能郡豊能町 木代の一部	・ 択伐 ・ 択伐率は現在蓄積の30%以内とする。	4.78ha	民有地 4.78 ha

3 保全のための施設に関する事項

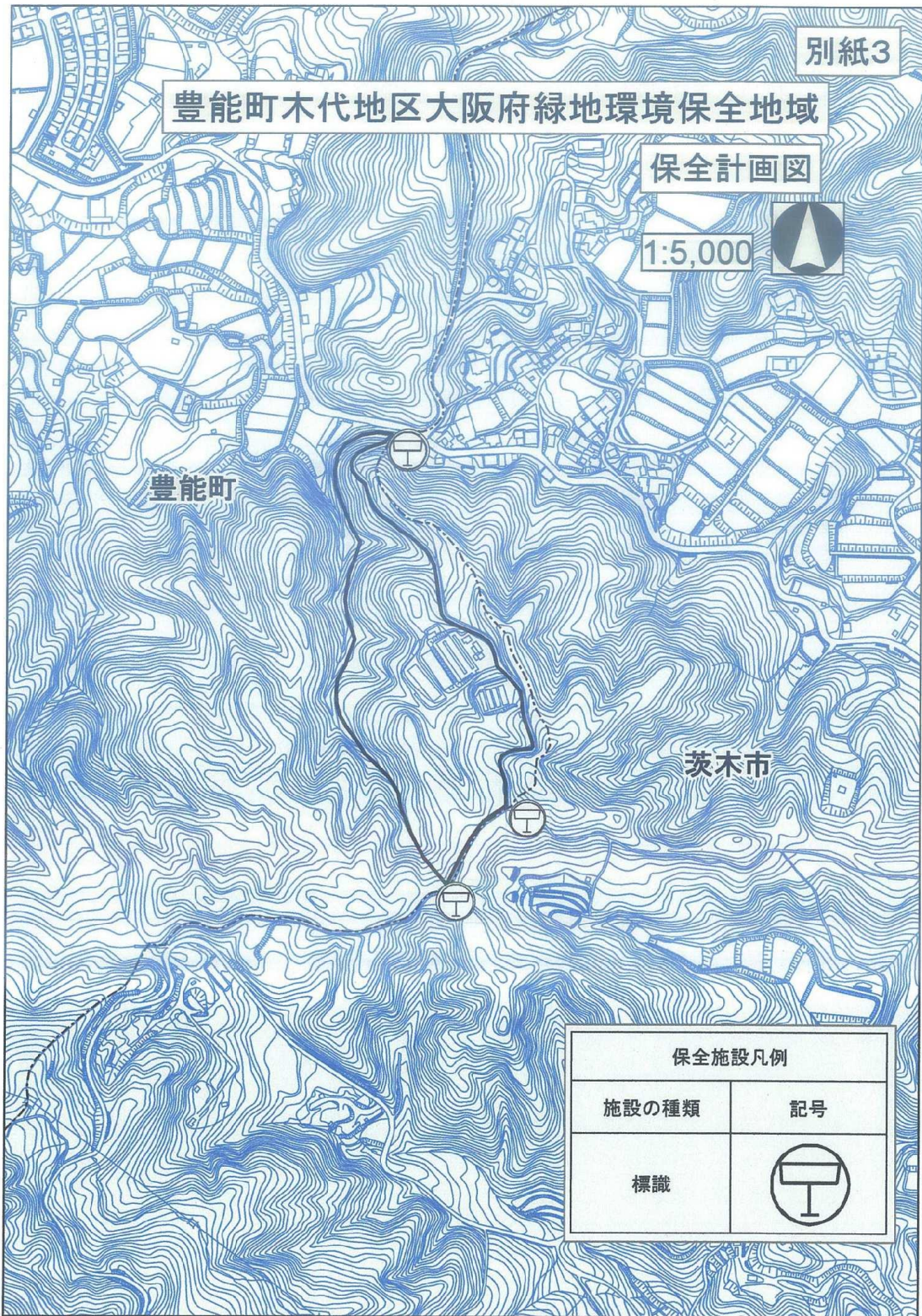
保全施設は次のとおりとする。

施設の名称、種類	位 置	規模・構造	工種	摘 要
標 識	図面（別紙3）の とおり	3箇所	新設	制札、啓発標識

豊能町木代地区大阪府緑地環境保全地域

保全計画図

1:5,000



保全施設凡例

施設の種類	記号
標識	